

# 1. 中一種・高一種

## (1) 日本語日本文化学科 (国語)

### ①教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学が定める 最低修得単位 ( )は高一種	科目名	単位数	配当 年次	備 考
科 目	最低修得単位 ( )は高一種					
国語学 (音声言語及び 文章表現に関するもの を含む。)		30 (28)	日本語学入門	2°	1	学科専攻必修科目
			日本語の音声・音韻	2°	2	学科専攻科目
			日本語の文法・文体	2	2～	学科専攻科目
			日本語の歴史	2	3～	学科専攻科目
			日本語の文章表現	2°	2	学科専攻必修科目
国文学 (国文学史を含む。)	28 (24)	注)高一種(28): *「書道・書道史Ⅰ・Ⅱ」は中 学必修の為、高 一種の単位には 含まれません。  **「教職に関 する科目」の「道 徳教育の指導法 (中高・養・栄)」 は中学必修です が、「教科及び教 科の指導法に関 する科目」の単 位として含まれ ます。  30-4(書道)+ 2(道徳教育)=28	古典文学入門	2°	1	学科専攻科目
			日本文学・文化入門	2°	1	学科専攻必修科目
			日本古典文学史	2°	2	学科専攻科目
			日本近代文学史	2°	2	学科専攻科目
			日本近代の文学A	2	2～	学科専攻科目
			日本近代の文学B	2	1～	学科専攻科目
			日本現代の文学A	2	2～	学科専攻科目
			日本現代の文学B	2	1～	学科専攻科目
			古典文学講読	2	2～	学科専攻科目
			漢文学Ⅰ	2°	2	学科専攻科目
漢文学Ⅱ	2°	2	学科専攻科目			
漢 文 学			書道・書道史Ⅰ*	2°	1	学科専攻科目
			書道・書道史Ⅱ*	2°	1	学科専攻科目
書道 (書写を中心とする。)			国語科教育法Ⅰ	2°	2	「資格科目」
			国語科教育法Ⅱ	2°	2	「資格科目」
			国語科教育法Ⅲ	2°	3	「資格科目」
			国語科教育法Ⅳ	2°	3	「資格科目」
各教科の指導法 (情報機器及び教材の 活用を含む。)			教育原理・教育課程論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			教職論(中高・養・栄)	2°	1	「資格科目」
			教育制度論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			教育心理学(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			特別支援教育(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
教育の基礎理論に 関する科目	10 (10)	10 (10)	道徳教育の指導法(中高・養・栄)**	2°	2	「資格科目」
			教育方法論・総合的な学習の 時間の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			特別活動の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
			生徒・進路指導論(中等)	2°	3	「資格科目」
			教育相談(中高・養・栄)	2°	3	「資格科目」
道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び生 徒指導、教育相談等に 関する科目	10 (8)	**「道徳教育の 指導法(中高・養・ 栄)」は、中学必 修科目ですが、高 校一種の教科及 び教職に関する 科目の単位とし て含まれます。	教育実習Ⅰ(中高)	1°	3	「資格科目」事前・事後指導
			教育実習Ⅱ(中高)	4°	4	「資格科目」事後指導
			教職実践演習(中・高)	2°	4	「資格科目」
教育実践に関する科目	5 (3)	5 (5)	教育実習Ⅰ(中高)	1°	3	「資格科目」事前・事後指導
	2 (2)	2 (2)	教育実習Ⅱ(中高)	4°	4	「資格科目」事後指導
法定最低修得単位数 中学一種55単位 高校一種47単位		必修合計単位数 中一種57単位 高一種53単位				

(注) 単位数欄の○印は必須。

※網掛け科目…卒業単位(124単位)に含まれませんが、教職課程履修には必要科目です。

## ②大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目				
大学が独自に設定する科目	最低修得単位	本学が定める最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
		3	人権教育	2°	1	全学共通科目
			介護等体験	1°	3～4	【資格科目】 【履修条件(注2)を確認】
法定最低修得単位数 中学一種 4単位 高校一種12単位		必修合計単位数			3単位	

(注) 1. 単位数欄の○印は必修。

2. 「介護等体験」登録にあたっては、2年次終了までに登録しなければならない科目の内、前期開講科目の単位を修得できていなければなりません。

3. 法定の最低修得単位数に不足する中学一種1単位、高校一種9単位については、①の余剰単位で補うことになります。

## ③第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目				
第66条の6に定める科目	最低修得単位	本学が定める最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	2	日本国憲法	2°	1	全学共通科目
体育	2	2	健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	2科目以上選択必修 (全学共通科目)
			健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
			健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
			健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外国語 コミュニケーション	2	4	英語会話Ⅰ	2°	1	全学共通科目
			英語会話Ⅱ	2°	1	全学共通科目
情報機器の操作	2	2	情報とコンピュータⅠ	1°	1	全学共通科目
			情報とコンピュータⅡ	1°	1	全学共通科目
法定最低修得単位数 8単位		必修合計単位数			10単位	

(注) 単位数欄の○印は必修。

\* 中一種・高一種とも、免許取得のためには、教育職員免許法施行規則に定められた法定最低修得単位を満たした上で、本学が定める最低修得単位を取得する必要があります。上記の表①、②、③の単位数の横に○印が付いた必修科目、選択必修科目、配当年次に注意して履修登録をしてください。

\* 配当年次が複数年度に及んで記載されている必修科目については、できるだけ早い学年に履修するようにしてください。

\* 教育実習、介護等体験の履修については条件が設定されています。

### 【本学が定める最低必要単位数】

中一種(国語)：①57単位+②3単位+③10単位=70単位

高一種(国語)：①53単位+②3単位+③10単位=66単位

\* 本学では中一種・高一種の2つの免許を同時に取得するカリキュラムになっています。いずれかを選択することはできません。

2つの免許を取得するためには、中一種(国語)の免許取得に必要な70単位を取得する必要があります。